



## 道路交通法が一部改正されます

平成 29 年 3 月 12 日より 70 歳以上の方を対象に道路交通法が一部改正されます。

75 歳未満の運転手の方は、免許更新時の高齢者講習が現行の 3 時間から 2 時間に短縮されます。また、講習内容もより充実したものとなります。

75 歳以上の方（ただし、平成 29 年中は誕生日が 8 月 12 日以降の方）は、免許更新手続きに 3 日必要となります。

- ①講習センターで認知機能検査を受検していただきます。
- ②自動車学校で、認知機能検査結果に応じた講習を受講していただきます。
- ③講習センターで免許証の交付がされます。

①の認知機能検査で、認知機能が低くなっていると判断された場合は、医師の診断を受けていただきます。

その結果、『認知症』と診断された場合は運転免許証の取消しや免許停止処分の対象となります。

手続の流れは①の認知機能検査受検案内ハガキをご確認いただくか、大垣警察署交通第 1 課免許係（☎ 0574・78・0110）までお問い合わせください。



## 平成 29 年春季全国火災予防運動の実施

### 全国统一防火標語

『**消しましょう その火その時 その場所で**』

平成元年から現在までのあいだ、毎年 2 回全国火災予防運動が実施されています。

この運動の目的は、乾燥しがちで火災が起きやすい季節の到来を前にして火災予防思想を一般に広く知っていただき、それによって火事を防ぐことです。同時に、高齢者が多いとされる火災による死者を減少させること、住宅や家財道具などの財産を火事で失わないように注意することをアピールするのが狙いです。

また、消防本部や消防団などの関係団体が連携して広報活動を行うとともに、皆さんが普段利用しているショッピングセンターや飲食店等を中心に、立入検査（防火査

察）を行い、火災による被害軽減を目的とした予防を行っています。



▲家庭で気を付けたい7つのポイント

昭和 23 年 3 月 7 日に「消防組織法」が施行され、日本の消防は市町村消防を原則とする今日の「自治体消防」として誕生しました。その後、同法が施行されて 2 周年を迎えた昭和 25 年、広く消防関係職員及び住民の方々に「自らの地域を自らの手で火災その他の災害から守る」ということへの理解と認識を深めていただくため「消防記念日」が制定され、この日を末日とした 1 週間（3 月 1 日～ 3 月 7 日）を春季、119 番の日を起点とした 1 週間（11 月 9 日～ 11 月 15 日）を秋季とし、